

## 第 20 号の 2 様式記載の手引

### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、退職年金等積立金に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額の確定申告をする場合又はこれに係る修正申告をする場合に使用します。
- (2) この申告書は、神戸市長に 1 通を提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
「※処理事項」		記載する必要はありません。
金額の単位区分 (けた) のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
「法人番号」	法人番号 (13 桁) を記載します。	
「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2 以上の市町村に事務所等を有する法人が、神戸市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等も併記してください。	
「事業種目」	事業の種類を具体的に記載します。なお、2 以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
「期末現在の資本金の額又は出資金の額」	期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書 (別表 5(1)) の「Ⅱ資本金等の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 ((3) に掲げる法人を除きます。) 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 イに定める額 (2) 連結申告法人 ((3) に掲げる法人を除きます) 法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 二に定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第 45 条の 5 において準用する政令第 6 条の 25 第 1 号に定める金額	
「市民税の 申告書」	空欄には、退職年金等積立金に係る法人税の確定申告書に係る申告の場合は「確定」、これに係る修正申告の場合は「修正確定」と記載します。	
「課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額①」	(1) 「課税標準」の欄は、法人税の申告書 (別表 19) の 12 の欄の金額を記載します。この場合において、1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 「税額」の欄は、一の市町村にのみ事務所等を有する法人が記載し、2 以上の市町村に事務所等を有する法人は記載する必要はありません。	税額の計算を行う場合の税率は、各市町村ごとに定められた税率を用います。

<p>「2 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額②」</p>	<p>(1) 2 以上の市町村に事務所等を有する法人のみが記載し、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。</p> <p>(2) 「課税標準」の欄は、次のように記載します。</p> <p>(イ) ①の欄の金額を⑤の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち⑤の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に⑥の欄の数値を乗じて得た額を記載します。</p> <p>ただし、主たる事務所等所在地の市町村長に提出するときは、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の当該市町村分を記載します。</p> <p>(ロ) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	<p>(1) 法人税割の税率については、神戸市ホームページの法人市民税についての「税率」となります。</p> <p>(2) 「課税標準」の欄の金額は、第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の神戸市分の金額と一致します。</p>
<p>「①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額③」</p>	<p>既に納付の確定した当期分の法人税割額のうち退職年金等積立金に対する法人税額に係る法人税割額に相当する金額を記載します。</p> <p>ただし、当該事業年度において、第20号の3様式を提出した法人については、第20号の3様式の④の欄の金額を限度とします。</p>	
<p>「この申告により納付すべき法人税割額④」</p>	<p>この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>「全従業者数⑤」、「神戸市内に所在する事務所又は事業所の従業者数⑥」及び「⑥の内訳⑦」</p>	<p>2 以上の市町村に事務所等を有する法人が従たる事務所等所在地の市町村長に提出する場合に記載します。</p> <p>この場合における従業者数とは、法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。</p> <p>(1) 算定期間の中で新設された事務所等  <math display="block">\frac{\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}</math></p> <p>(2) 算定期間の中で廃止された事務所等  <math display="block">\frac{\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}</math></p> <p>(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等  <math display="block">\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}</math></p> <p>なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。</p>	<p>神戸市内に主たる事務所等が所在する場合は、記載する必要はありません。</p>